

令和 8 年 6 月 5 日

(請求人) 様

相模原市監査委員 岩 本 晃

同 橋 本 慎 一

同 中 村 昌 治

同 石 川 達

相模原市職員措置請求(住民監査請求)について(通知)

令和 8 年 4 月 1 4 日付け受付の住民監査請求(以下「本件請求」という。)については、次のとおり却下したので通知します。

第 1 請求の受付

1 請求人

住所 略

氏名 略

2 請求の要旨

請求人が提出した相模原市職員措置請求書(住民監査請求書)(以下「本件請求書」という。)及びその事実を証する書面から、請求人が主張する要旨は次のとおりである。

(1) 令和 7 年度予算に基づく道路排水工事費の未執行(財務会計行為の懈怠)

市は、令和7年3月25日付け文書(6津土木第4761号)において、令和7年度に国道413号(相模原市緑区(以下略))の道路排水工事(以下、「本件道路排水工事」という。)を実施する旨を公式に約束した。

この約束は、令和7年度予算において本件道路排水工事に係る予算措置が行われた、又は行われる予定であったことを前提とするものである。しかるに、令和7年度終了(令和8年3月31日)時点において、当該工事は完了しておらず、完了報告も行われていない。

これは、予算の執行義務を有する市長が、予算を未執行のまま放置したものであり、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第2条第14項及び第149条第2号に違反する財務会計行為の懈怠に該当する。

(2) 道路管理瑕疵の放置による国家賠償債務の不可避的拡大(財産管理を怠る事実)

市は、本件道路及び公共排水施設の管理者として、道路排水が私有地(請求人所有地)に流入し続けているという管理上の瑕疵を、令和5年5月31日付け文書(5津土木第861号)において認めているにもかかわらず、相当期間にわたってこの管理瑕疵を解消する措置を講じていない。道路の設置又は管理の瑕疵による損害については、国家賠償法第2条第1項により賠償責任が生じることは確立した判例上の原則であり、管理瑕疵の放置期間が長くなればなるほど、損害の拡大と賠償責任の増大が不可避となる。

これは、市の財産(道路・公共排水施設)の管理を怠り、将来の公金支出(損害賠償金)を不必要に増大させている財産管理上の怠る事実であり、法第242条第1項所定の「財産の管理を怠る事実」に該当する。

(3) 市長に勧告するよう求める事項

ア 令和7年度中の工事实施を約束した本件道路排水工事について、実施時期・工費・工事内容を明らかにし、直ちに工事を執行すること。

イ 上記工事の未執行に至った経緯と責任の所在を明確にし、予算執行の適正化を図ること。

ウ 道路管理瑕疵の継続による損害の拡大を防止するため、排水施設の改修等の具体的措置を速やかに講ずること。

エ 令和元年台風19号の災害復旧工事に係る残土処理記録・施工記録について、その存在・保管状況を明らかにし、適正な管理を行うこと。

### 3 請求の受理

令和8年4月14日付けで受付した本件請求について、同年4月24日に形式的要件審査を行い、法第242条第1項に規定する所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項

本件監査においては、請求人の各主張が法第242条第1項所定の住民監査請求の対象事項に当たるか否かを中心に、次の事項を対象として検討した。

- (1) 本件道路排水工事費の未執行が、法第242条第1項にいう違法若しくは不当な公金の支出、契約の締結若しくは履行、債務その他の義務の負担又はこれらに関する怠る事実にあたるか。
- (2) 道路管理瑕疵の放置が、法第242条第1項にいう財産の管理を怠る事実にあたるか。
- (3) 上記(1)(2)の各主張が住民監査請求の対象事項にあたるかとする、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実が認められるか。

### 2 実施の方法

請求人から提出のあった証拠の確認、請求人及び関係職員の陳述の聴取並びに関係書類による事実確認をもって、監査を実施した。

#### (1) 請求人から提出のあった証拠の確認

請求人から事実を証する書類の提出を受け、確認を行った。

#### (2) 請求人の陳述の聴取

令和8年5月18日に請求人の陳述の聴取を行った。その際、関係職員1名が立ち会った。

#### (3) 関係職員の陳述の聴取

令和8年5月18日に都市建設局道路部長、同部参事(兼)津久井土木事務所長の陳述の聴取を行った。その際、請求人が立ち会った。

#### (4) 関係書類による事実確認

都市建設局道路部津久井土木事務所に関係書類の提出を求め、事実確認の調査を行った。

### 第3 陳述の結果及び監査により確認した事実

#### 1 請求人の陳述

請求人の陳述内容の要旨は、次のとおりである。

令和8年4月30日付の最終質問書(不作為違法確認訴訟提起予告を含む)以降の動向を含む追加証拠を示すもの。

第一に、市が当方に主張している宅地造成及び特定盛土等規制法の適用は、その法令根拠を一切示していない。

第二に、当方所有地に隣接する道路からの排水流入により発生している斜面崩落について、市は令和5年5月31日付け文書(5津土木第861号)において約束した本件道路排水工事を約2年間にわたり履行していない上に、矛盾する内容の文書をその後複数回発出している。

第三に、令和元年東日本台風時の災害残土問題についての市の回答から、災害残土の発生・移動・現存場所について市が把握していること、災害協定・自衛隊派遣要請・国土交通省支援要請といった要請が存在したことを市が認めていることが読み取れる。

第四に、令和8年2月16日以降、4月30日まで、複数の質問書・要求書・通知書を発出したが、いずれにも、市は法令根拠に基づく実質的回答を示していない。

よって法第242条の趣旨に従い、このような市の行政運営に対して厳正な監査を求める。

#### 2 関係職員の陳述

関係職員の陳述内容の要旨は、次のとおりである。

請求人は、本件道路排水工事が令和8年3月31日時点において未執行であることを主張し、監査委員への報告を求めているが、「国道413号道路排水整備工事」及び「水路維持補修工事(その3 国道413号)」として既に発注し施工・支払済みである。

また、国道413号の道路排水が私有地に流れ込んでいたことを原因とし、令和元年の台風19号に伴い自己所有地の土砂が崩れたことは道路管理者の管理瑕疵であると主張し、改善を要求しているが、道路排水に関しては、上記2件の工事において対応済みである。

さらに、令和元年台風19号の残土処理記録の存在・保管状況を明らかにす

ることを求めているが、当該台風により、当該箇所を含む国道413号に流出した土砂は、災害復旧業務委託により場外へ運搬処理している。

その残土処理記録については、当該委託の契約図書である現場説明書に示しており、その図書は相模原市の公文書管理の定めに則り適正に保管している。

以上の理由から、違法又は不当な点は認められないので、本件請求は棄却されるべきである。

### 3 監査により確認した事実

関係書類等により確認した主な事実は、次のとおりである。

#### (1) 本件道路排水工事に係る予算執行について

##### ア 国道413号道路排水整備工事

令和6年度予算として計上、令和7年度へ繰越(繰越明許費)

令和7年5月22日 工事請負契約、支出負担行為

令和7年11月28日 工事完成

令和7年12月17日 支出命令

令和8年1月5日 支払

##### イ 水路維持補修工事(その3 国道413号)

令和7年12月8日 工事請負契約、支出負担行為

令和8年2月25日 工事完成

令和8年3月18日 支出命令

令和8年4月6日 支払

#### (2) 本件道路排水工事の施工状況について

津久井土木事務所から提出された「国道413号道路排水整備工事工事完成図書」「水路維持補修工事(その3 国道413号)工事完成図書」等の証拠書類及び監査委員事務局による現地調査により、令和8年2月25日までに当該工事が完了していることを確認した。

#### (3) 工事の完了に関する請求人への報告について

津久井土木事務所の対応記録を確認したところ、本件については担当職員が工事完了後に請求人に電話連絡を行い、現地で請求人立会いのもと説明を行いたい旨を伝えたところ、4～5月は多忙であり、6月以降に請求人の方から再度連絡するとの回答を受けたとの記載があった。

## 第4 監査委員の判断

### 1 住民監査請求制度の趣旨及び対象事項について

- (1) 法第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会、委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な「①公金の支出」、「②財産の取得、管理若しくは処分」、「③契約の締結若しくは履行」、「④債務その他の義務の負担」がある場合、又は違法若しくは不当に「⑤公金の賦課若しくは徴収」、「⑥財産の管理」を怠る事実がある場合には、これらを証する書面を添え、監査委員に対して監査を求めることができる旨を規定している。

すなわち、同項は、住民監査請求の対象たる事項を、①から④までの各「行為」及び⑤と⑥の各「怠る事実」に限定的に列挙しているのであって、これらに該当しない地方公共団体の事務一般を住民監査請求の対象とすることはできない。

- (2) 法がこのように住民監査請求の対象を財務会計上の行為又はこれに関する怠る事実に限定している趣旨は、次の点にあるものと解される。すなわち、住民監査請求制度は、地方公共団体の財務会計行為の適法性及び相当性を住民の立場から監視し、もって地方財政の健全な運営を確保することを目的とする住民参加型の制度であって、地方公共団体の行政運営一般を広く統制し、又は個別事業の実施の当否について是非を直接争うために設けられた一般的な不服申立制度ではないということである。

したがって、ある地方公共団体の作為又は不作為が、行政上の観点から見ても不適切であり、若しくは住民にとって望ましくないと評価されたとしても、それが法第242条第1項所定の財務会計上の行為又は怠る事実該当するものでない限り、住民監査請求の対象とすることはできない。

- (3) また、住民監査請求の対象となる行為又は怠る事実は、個別かつ具体的に摘示されていなければならない。これは、監査委員による監査の対象及び範囲を画定して監査の実効性を担保するとともに、後の住民訴訟における審理対象を明確にし、また、地方公共団体の事務遂行に対する過度の負担を避ける趣旨に基づくものである。

したがって、特定の財務会計上の行為又は怠る事実を個別具体的に摘示することなく、地方公共団体の行政運営一般又はその予算執行のあり方全般を

抽象的・包括的に非難するにとどまる主張は、たとえそれが地方財政に関連するものであっても、住民監査請求の対象たる要件を欠くものといわざるを得ない。

(4) 以上の枠組みを前提に、以下、請求人の各主張について個別に検討する。

## 2 本件道路排水工事費の未執行に関する主張について

### (1) 請求人の主張の概要

請求人は、市の令和7年3月25日付け文書(6津土木第4761号)により、令和7年度に本件道路排水工事を実施する旨が示されていたにもかかわらず、令和7年度末である令和8年3月31日時点において当該工事が完了しておらず、その完了報告も行われていないと指摘する。そして、これは市が予算を未執行のまま放置したものであり、法第2条第14項及び第149条第2号に違反する財務会計上の怠る事実該当するとして、その是正等の措置を求める趣旨と解される。

### (2) 「予算の未執行」を住民監査請求の対象とすることの可否

#### ア 予算の法的性質

予算は、一会計年度における一切の収入及び支出を計上した当該団体の財政運営に係る計画であり(法第210条、第215条)、当該年度における歳入歳出の見積りとして、執行機関に対して一定の目的及び範囲内における歳出の権限を付与するとともに、その目的外への執行又は予算額を超える執行を禁ずる効果を有するものである。

しかしながら、予算が成立したことそれ自体は、当該予算に計上された金額のすべてについて、当然に具体的な支出義務又は契約締結義務を執行機関に対して発生させるものではない。執行機関は、現実の事務執行の必要性、相手方との交渉状況、工事等の進捗、関連法令上の手続その他の諸事情を勘案しつつ、当該年度内において、予算の範囲内における具体的な支出又は契約等を行うか否かを判断する責務を負うのであって、予算計上の事実と具体的執行義務の発生とが直結する関係に立つものではない。

#### イ 法第149条第2号にいう「予算を執行すること」の意義

法第149条第2号にいう「予算を調製し、及びこれを執行すること」とは、普通地方公共団体の長の担当事務を抽象的かつ包括的に表現した

ものであって、長が担う職務の一類型を示すにとどまる。これは、公金の支出、契約の締結、契約の履行、債務の負担その他多数の個別具体的な行為を上位概念として包摂するものであり、それ自体として独立した個別具体的な財務会計上の行為を指し示すものではない。

したがって、「予算を執行する義務に違反した」と一般的・抽象的に主張することは可能であるとしても、それだけでは、法第242条第1項所定の「公金の支出」、「契約の締結若しくは履行」、「債務その他の義務の負担」又はこれらに関する「怠る事実」のいずれを指して違法又は不当であると主張しているのかが特定されないことになる。

#### ウ 本件主張の検討

請求人の主張は、本件道路排水工事費に係る予算項目全体に対して、これが「未執行のまま放置された」という抽象的・包括的な評価を述べるものであって、具体的にいかなる時点における、いかなる公金支出、契約の締結若しくは履行、又は債務の負担が違法若しくは不当であり、又はこれらをいかなる態様で怠ったとするのかについて、個別具体的な摘示があるとは認められない。

また、上記アのとおり、予算が計上されたこと自体から当然に具体的な執行義務が発生するものでない以上、予算の存在のみを前提として「執行義務に違反した」と論ずることをもって、財務会計上の怠る事実を個別具体的に摘示したものと評価することはできない。

### (3) 小括

以上によれば、本件道路排水工事費の未執行に関する請求人の主張は、住民監査請求の対象たる個別具体的な財務会計上の行為又は怠る事実を摘示するものとは認められず、法第242条第1項所定の対象たる要件を欠くものといわざるを得ない。

## 3 道路瑕疵の管理懈怠に関する主張について

### (1) 請求人の主張の概要

請求人は、市が本件道路及び公共排水施設の管理者として、道路排水が請求人所有の私有地に流入し続けているという管理上の瑕疵を、自らの文書(5津土木第861号)において既に認識していると主張する。そして、市が相当期間にわたりこの管理瑕疵を解消する措置を講じていないことにより、

国家賠償法第2条第1項に基づく市の損害賠償責任が将来発生し又は拡大することは不可避であり、その結果として将来の公金支出(損害賠償金)が不必要に増大することから、当該不作為は、市の財産(道路及び公共排水施設)の管理を怠る事実として、法第242条第1項所定の「財産の管理を怠る事実」に該当する旨を主張するものと解される。

(2) 法第242条第1項にいう「財産の管理を怠る事実」の意義

ア 文言及び制度趣旨に基づく解釈

法第242条第1項にいう「財産の管理を怠る事実」とは、地方公共団体の有する財産について、その財産的価値の維持及び保全を直接の目的とする管理行為を怠っている事実を意味するものと解される。これは、第4の1(2)のとおり、住民監査請求が地方公共団体の財務会計行為の適法性及び相当性を住民の立場から監視するための制度であることに由来し、その対象としての「財産の管理」も、財務会計の観点における財産的管理に限定して理解されるべきだからである。

イ 道路行政上の管理と財産的管理の区別

地方公共団体が有する道路その他の公の営造物については、その性質上、二つの観点からの管理があると解される。一つは、当該道路を道路としての機能を維持し、通行の安全を確保するために行う道路行政上の管理であり、もう一つは、当該道路敷地を地方公共団体の財産として、その財産的価値を維持し、第三者の侵害から保全するために行う財産的管理である。

最高裁判所平成2年4月12日判決は、道路の管理について、道路行政上の管理と財産的管理とを区別し、住民訴訟(ひいては住民監査請求)の対象となるのは後者に限られるとの趣旨を判示するものと解されるところ、この判示は、上記アにおいて述べた法第242条第1項にいう「財産の管理」の解釈と整合するものである。

ウ 将来の損害賠償責任発生のおそれと「怠る事実」該当性

他方、地方公共団体の管理する道路その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があり、これにより他人に損害が生じた場合には、国家賠償法第2条第1項に基づき当該地方公共団体が損害賠償責任を負い得ることは、同条の規定上明らかである。

しかしながら、ある不作為について将来的に国家賠償責任が発生する可能性があり、その結果として将来の公金支出(賠償金の支払)が増大するおそれがあるという事情のみをもって、当該不作為を直ちに法第242条第1項所定の「財産の管理を怠る事実」に該当すると評価することは相当でない。

なぜなら、同項にいう「財産の管理を怠る事実」は、地方公共団体の有する既存の具体的財産又は具体的債権について、その財産的価値の維持及び保全を現に怠っている事実をとらえてその是正を図るものであるところ、将来における不確定な損害賠償債務の発生のおそれは、地方公共団体の財産又は債権について現に生じている管理懈怠とはその性質を異にするものだからである。

仮に、そのような将来の公金支出のおそれを根拠として「財産の管理を怠る事実」該当性を肯定するとすれば、地方公共団体のあらゆる行政上の不作為について、それが将来何らかの損害賠償責任を生じさせる可能性があることをもって住民監査請求の対象とすることが可能となり、住民監査請求の対象を限定した法の趣旨を没却することになりかねない。

### (3) 本件への当てはめ

以上の理解を前提として本件主張を検討すると、請求人が問題とする本件道路及び公共排水施設の管理は、その内容に即してみれば、道路からの排水が私有地に流入することを防止し、もって道路としての排水機能を確保するとともに、隣接地等への影響を回避することを目的とするものであって、道路敷地そのものの財産的価値の維持及び保全を直接の目的とするものではなく、その本質において、道路行政上の管理に属するものと評価せざるを得ない。

### (4) 小括

したがって、本件における道路瑕疵の管理懈怠に関する請求人の主張は、その実質において、道路行政上の管理に係る不作為の是正及び将来における公金支出増大のおそれの回避を求めるものにとどまり、法第242条第1項にいう「財産の管理を怠る事実」には該当しないというべきである。

## 4 令和元年台風19号の災害復旧工事に係る残土処理記録及び施工記録に関する主張について

(1) 請求書における記載の状況

令和元年台風19号の災害復旧工事に係る残土処理記録及び施工記録の管理を求める主張については、本件請求書の「請求の趣旨」には記載がなく、監査委員に対して求める措置の中(第1の2(3)エ)にのみ記載されているにとどまる。

もっとも、本件請求書に添付された事実を証する書面の記載をあわせ考慮し、請求人の主張する趣旨を最大限好意的に把握するとしても、以下に述べるとおり、当該主張は住民監査請求の対象とすることができないものである。

(2) 監査対象事項の該当性について

残土処理記録及び施工記録は、災害復旧工事の施工内容及び経過を記録し、又はその根拠資料として保管される行政文書であって、それ自体が地方公共団体の財産的価値を有するものではない。また、その存在又は保管状況の管理は、公文書の適正な管理を目的になされるのであるから、法第242条第1項所定の「財産の管理を怠る事実」に該当するものではない。

なお、これらの記録の管理が公文書管理上適正に行われているか否かは、地方公共団体における公文書管理制度の枠組みの中で別途検討されるべき問題であって、住民監査請求によって争われるべき性質のものではない。

(3) 小括

以上によれば、令和元年台風19号の災害復旧工事に係る残土処理記録及び施工記録の管理に関する請求人の主張は、法第242条第1項所定の住民監査請求の対象事項に該当しないものといわざるを得ない。

5 結論

以上のとおり、本件請求のうち、本件道路排水工事費の未執行に関する主張は、住民監査請求の対象たる個別具体的な財務会計上の行為又は怠る事実を摘示するものとは認められず、法第242条第1項所定の対象たる要件を欠く。

また、道路瑕疵の管理懈怠に関する主張についても、その実質において道路行政上の管理に係る不作為の是正及び将来における公金支出増大のおそれの回避を求めるものにとどまり、その性質上、同項にいう「財産の管理を怠る事実」には該当しない。

さらに、令和元年台風19号の災害復旧工事に係る残土処理記録及び施工記録の管理に関する主張についても、同項所定の住民監査請求の対象事項に該当

しない。

したがって、本件請求はいずれの主張についてもその対象たる要件を欠き、不適法であって、これを却下する。

以 上



## 住民監査請求書

令和 8 年 4 月 1 0 日

相模原市監査委員 御中

件名：道路管理瑕疵に係る財務上の違法・怠る事実に関する住民監査請求書

### 第 1 請求者

氏名	[REDACTED]
住所	[REDACTED]
電話	[REDACTED]
メール	[REDACTED]

### 第 2 請求の趣旨

相模原市長は、以下の財務会計上の違法行為および怠る事実を行っている。

#### (1) 令和 7 年度予算に基づく排水工事費の不執行（財務会計行為の懈怠）

相模原市津久井土木事務所長は、令和 7 年 3 月 25 日付文書（6 津土木第 4761 号）において、「令和 7 年度に国道 413 号・相模原市緑区 [REDACTED] における東側排水施設の改善工事を実施する」旨を公式に約束した。

この約束は、令和 7 年度予算において排水改善工事に係る予算措置が行われ、または行われる予定であったことを前提とするものである。しかるに、令和 7 年度終了（令和 8 年 3 月 31 日）時点において、当該工事は完了しておらず、完了報告も行われていない。

これは、予算の執行義務を有する相模原市長が、予算を不執行のまま放置したものであり、地方自治法第 2 条第 14 項（最少の経費で最大の効果）および第 149 条第 2 号（予算の執行）に違反する財務会計行為の懈怠に該当する。

#### (2) 道路管理瑕疵の放置による国家賠償債務の不可避的拡大（財産管理を怠る事実）

相模原市は、同所における市道・公共排水施設の管理者として、道路排水が私有地（[REDACTED] 所有地）に流入し続けているという管理上の瑕疵を、市自身の文書（5 津土木第 861 号）において認めている。

にもかかわらず、市長は相当期間にわたってこの管理瑕疵を解消する措置を講じていない。道路の設置又は管理の瑕疵による損害については、国家賠償法第 2 条第 1 項により賠償

責任が生じることは確立した判例上の原則であり（最高裁昭和 45 年 8 月 20 日判決等参照）、管理瑕疵の放置期間が長くなればなるほど、損害の拡大と賠償責任の増大が不可避となる。

これは、市の財産（道路・公共排水施設）の管理を怠り、将来の公金支出（損害賠償金）を不必要に増大させている財産管理上の怠る事実であり、地方自治法第 242 条第 1 項所定の「財産の管理を怠る事実」に該当する。

よって、相模原市長に対し、速やかに以下の措置を講じるよう必要な措置を求める。

- ①令和 7 年度中の工事实施を約束した東側排水施設の改善工事について、実施時期・工費・工事内容を明らかにし、直ちに工事を執行すること。
- ②上記工事の未執行に至った経緯と責任の所在を明確にし、予算執行の適正化を図ること。
- ③道路管理瑕疵の継続による損害の拡大を防止するため、排水施設の改修等の具体的措置を速やかに講じること。

### 第 3 事実および理由

#### 3-1 対象箇所

場所：神奈川県相模原市緑区

管理者：相模原市（津久井土木事務所）

#### 3-2 事実の経緯

日付	事実
令和元年 10 月	台風 19 号による被害発生。災害復旧工事（発注者：津久井土木事務所、施工者：鉄建基礎株式会社）が実施される。工事で発生した残土の処理記録の有無が不明。
令和 5 年～	国道 413 号の排水が請求者私有地に流入する事象が継続。請求者から津久井土木事務所に繰り返し改善を申し入れ。
令和 7 年 3 月 25 日	津久井土木事務所長から文書（6 津土木第 4761 号）にて「令和 7 年度中に東側排水施設の改善工事を実施する」旨を公式に回答。
令和 8 年 2 月 27 日	市回答（7 津土木第 4546 号）：排水工事は「2 月末日に完了予定」と説明。斜面については「現場状況等を確認の上で対応が必要」とするにとどまる。
令和 8 年 3 月 6 日	請求者から市に対し、工事实施状況の確認と各種質問書（4 件）を提出。回答期限を令和 8 年 3 月 20 日と設定。

令和8年3月20日	回答期限到来。市から正式な書面回答なし。
令和8年3月31日	令和7年度終了。6津土木第4761号で約束した東側排水工事の完了報告なし。
令和8年4月10日	請求者から市に対し、工事完了報告未着確認通知書を送付。回答期限：到達後7日以内。同日、本住民監査請求書を相模原市監査委員に提出。

### 3-3 市の自認事実

津久井土木事務所長名の文書（5津土木第861号）において、市は以下の事実を自ら認めている。

**「道路排水が民地を流れているのも事実です」**

**「津久井土木事務所は、道路・水路の管理者です」**

これらは、道路排水の越境流入という管理瑕疵の存在と、市が当該施設の管理者であることを市自身が公式文書で認めた決定的な証拠である。

## 第4 証拠

番号	文書名	文書番号	証明事項
証拠1	令和7年度排水工事実施約束文書	6津土木第4761号 (令和7年3月25日)	工事実施の公式約束
証拠2 【重要】	道路排水越境・管理者認定文書	5津土木第861号(令和5年5月31日)	「排水が民地を流れているのも事実」「市が管理者」の自認
証拠3	令和8年2月市回答書	7津土木第4546号 (令和8年2月27日)	「2月未完了予定」との回答・工事未完了の証拠
証拠4	工事完了報告未着確認通知書	令和8年4月10日付 (請求者送付)	工事未完了の記録
証拠5	回答期限超過確認記録	令和8年3月20日期限・無回答	行政の不作为の記録
証拠6	台風19号公共工事関係記録	津久井土木事務所保管	残土処理の記録 ※情報公開請求により取得次第追完予定

## 第5 法的整理

### 5-1 財務会計上の請求根拠

本請求は、地方自治法第242条第1項に定める「財務会計上の行為または怠る事実」に係るものである。本件を財務会計行為として構成する根拠は以下の二点である。

#### (a) 予算執行の懈怠

地方自治法第149条第2号は、市長が予算の執行義務を負うことを定めている。津久井土木事務所長が令和7年3月25日付文書で「令和7年度中に工事を実施する」と公式回答したことは、当該工事に係る予算措置が計画に組み込まれていたことを意味する。令和7年度終了時において工事が未完了であることは、市長の予算執行義務に違反する財務会計上の懈怠に当たる。

#### (b) 不作為による損害賠償債務の拡大

国家賠償法第2条第1項は、公の施設の管理瑕疵による損害について地方公共団体の無過失賠償責任を定めている。市が管理する道路排水施設から私有地への越境流入が継続し、市がこれを放置している場合、損害が累積するにつれ賠償責任額が増大する。最高裁は、自治体が管理瑕疵を認識しながら是正措置を怠った場合の損害賠償責任を認めており（最高裁昭和45年8月20日第一小法廷判決）、かかる判例法理のもとでは、市の不作為が継続するほど将来の公金支出（賠償金）が不可避的に増大する。これは、地方自治法第242条第1項という「財産の管理を怠る事実」として、住民監査請求の対象となる（最高裁平成2年4月12日第一小法廷判決参照）。

### 5-2 請求期間について

地方自治法第242条第2項は、当該行為のあった日から1年以内に請求しなければならないとする原則を定めているが、「継続する怠る事実」についてはこの期間制限が適用されない（同条第2項ただし書）。本件における管理瑕疵の放置および予算執行の懈怠は現在も継続しており、「継続する怠る事実」として期間制限なく監査請求が可能である。

### 5-3 適用法令

法令	条項	適用事由
地方自治法	第2条第14項	最少経費原則違反（管理瑕疵の長期放置による損害拡大）
地方自治法	第149条第2号	予算執行義務違反
地方自治法	第242条第1項	財産管理を怠る事実・住民監査請求の根拠
国家賠償法	第2条第1項	公共施設管理瑕疵による損害賠償責任

## 第 6 請求事項

1. 令和 7 年 3 月 25 日付文書（6 津土木第 4761 号）において約束した東側排水施設の改善工事を、具体的な実施時期・内容・工事費を明示した上で、速やかに執行すること。
2. 当該工事が令和 7 年度中に実施されなかった経緯について、予算措置の有無・不執行の理由・責任の所在を明確にし、監査委員に対して報告すること。
3. 市道・公共排水施設から請求者所有地への排水越境について、道路管理者として速やかに改善措置を講じ、管理瑕疵を解消すること。
4. 令和元年台風 19 号の災害復旧工事（発注者：津久井土木事務所）に係る残土処理記録・施工記録について、その存在・保管状況を明らかにし、適正な管理を行うこと。

## 第 7 添付資料一覧

番号	資料名	備考
資料 1	令和 7 年 3 月 25 日付回答書の写し	6 津土木第 4761 号（工事実施約束文書）
資料 2 【重要追加】	令和 5 年 5 月 31 日付回答書の写し	5 津土木第 861 号（排水越境・管理者自認文書）
資料 3	令和 8 年 2 月 27 日付回答書の写し	7 津土木第 4546 号（「2 月未完了予定」回答）
資料 4	令和 8 年 4 月 10 日付 工事完了報告未着 確認通知書の写し	請求者作成・送付済み
資料 5	令和 8 年 3 月 6 日付 質問書 4 件の写し	回答期限超過の証拠
資料 6	令和 8 年 3 月 6 日付 監査請求前提通知 書の写し	監査請求予告文書
資料 7	相模原市との交渉経緯一覧表	別紙参照

以上